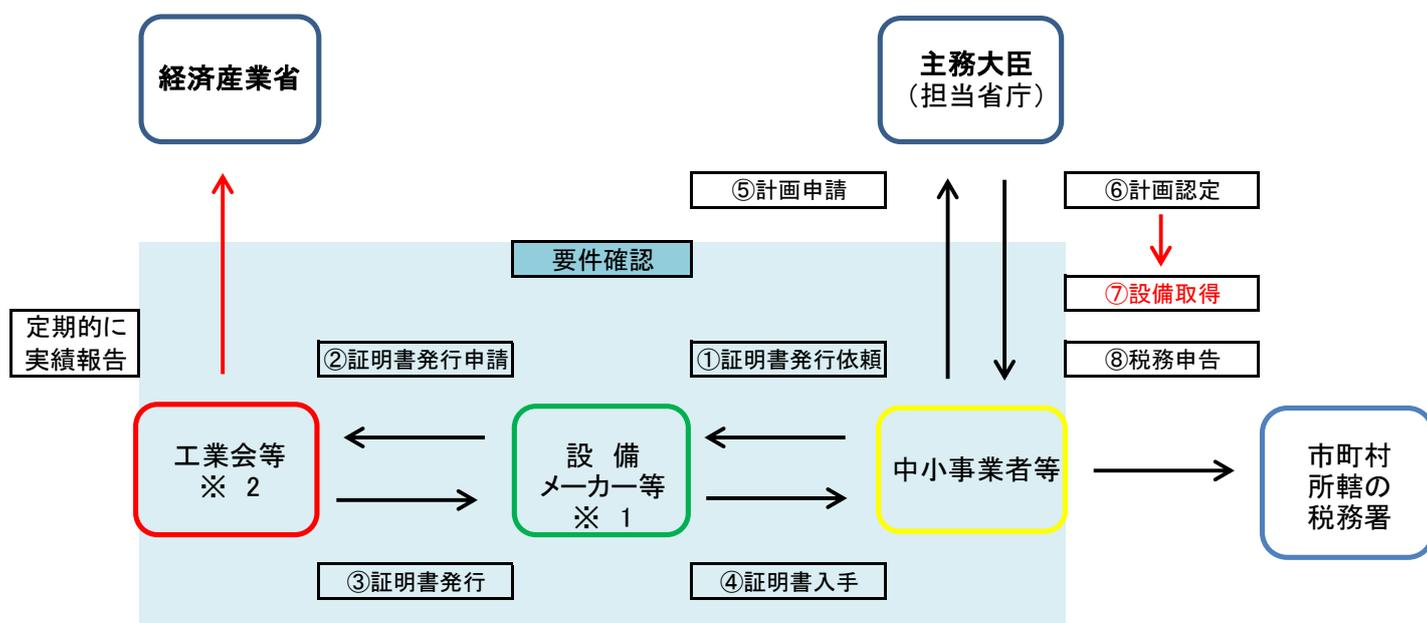


工業会証明書の取得から税務申告の流れ

- ◆ 登録工業会で、整理番号は証明書発行時に会員識別英2文字と連番を記載・管理する。
 - ◆ 代表者は部長以上で可。
 - ◆ 海外製品の場合は、代理店の代表者で可
 - ◆ 費用/件： 会員1,000円(税別)、非会員3,000円(税別)
(会員は月末締にて請求、非会員は個別請求。)
- ※ 各種申請内容は、マル秘扱いとし確認審査目的以外には使用いたしません。

例) 株〇〇〇〇:OT001

手続きスキーム図



- ※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請する事を可とする。
- ※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請する事。(どの工業会等に申請すべきかは、経済産業省HP参照。)

【証明書発行の手続き】

- ① 中小事業者等は、当該設備を生産した機器メーカー等(以下:設備メーカー)に証明書の発行を依頼してください。
- ② 依頼を受けた設備メーカーは、証明書(様式1)及びチェックリスト(様式2)に必要な事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等へ申請してください。
 - ◆ 工業会指定用紙(様式1): 同一設備複数取り扱いの場合、型式確認用(シリアルナンバー)使用
 - ◆ チェックリスト(様式2):
 - ◆ エビデンス(必要に応じて裏付けとなる資料)
 - ◆ 返信用封筒同封
- ③ 工業会等は、証明書の発行にあたり証明書及びチェックリストの内容確認の上、設備メーカーへ証明書を発行。(証明書コピーとチェックリストは工業会保管、月度発行実績報告)
- ④ 工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼があった中小事業者等に証明書を転送します。
- ⑤ 中小事業者等は、④の確認を受けた設備について、経営力向上計画に記載し認定を受けることができます。手続きに際しては、経営力向上計画の申請書に、④の証明書のコピーを添付する必要があります。
- ⑥ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受ける事が出来ます。
- ⑦ 認定設備取得
- ⑧ 税務申告に際しては、④の証明書、⑤の申請書及び⑥の認定書(何れもコピー)を添付してください。